

議案第64号～第76号

令和5年8月28日

# 令和5年9月定例議会議案

鈴 鹿 市

## 議 案 目 次

議案第 64 号	鈴鹿市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について……	1
議案第 65 号	鈴鹿市立公民館条例等の一部改正について……	5
議案第 66 号	鈴鹿市火災予防条例の一部改正について……	9
議案第 67 号	工事請負契約の変更について……	21
議案第 68 号	字の区域の変更について……	23
議案第 69 号	市道の認定について……	27
議案第 70 号	令和 4 年度鈴鹿市一般会計決算の認定について……	31
議案第 71 号	令和 4 年度鈴鹿市国民健康保険事業特別会計決算の認定について……	33
議案第 72 号	令和 4 年度鈴鹿市土地取得事業特別会計決算の認定について……	35
議案第 73 号	令和 4 年度鈴鹿市介護保険事業特別会計決算の認定について……	37
議案第 74 号	令和 4 年度鈴鹿市後期高齢者医療特別会計決算の認定について……	39
議案第 75 号	令和 4 年度鈴鹿市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について……	41
議案第 76 号	令和 4 年度鈴鹿市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について……	43

議案第64号

鈴鹿市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について  
鈴鹿市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を次のように制定する。

令和5年8月28日提出

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例  
( 別 紙 )

#### 提案理由

市長等の損害賠償責任の一部免責に関し必要な事項を定めるため、鈴鹿市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を制定するについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。



鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の7第1項の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法第243条の2の8第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに關し必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免責)

第2条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。

- (1) 市長 6
- (2) 副市長，教育委員会の教育長若しくは委員，選挙管理委員会の委員又は監査委員 4
- (3) 公平委員会の委員，農業委員会の委員，固定資産評価審査委員会の委員，消防長又は上下水道事業管理者 2
- (4) 前2号に掲げる職員以外の職員 1

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第1条本文に規定する日の前日までの間における第1条の規定の適用につ

いては、同条中「第243条の2の7第1項」とあるのは「第243条の2第1項」と、「第243条の2の8第3項」とあるのは「第243条の2の2第3項」とする。

鈴鹿市立公民館条例等の一部改正について

鈴鹿市立公民館条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年8月28日提出

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市立公民館条例等の一部を改正する条例

( 別 紙 )

提案理由

天名複合施設の供用開始に伴い、鈴鹿市立天名公民館、鈴鹿市天名地区市民センター及び鈴鹿市子育て支援センターりんりんの位置を変更するについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。



## 鈴鹿市条例第 号

## 鈴鹿市立公民館条例等の一部を改正する条例

(鈴鹿市立公民館条例の一部改正)

第1条 鈴鹿市立公民館条例（昭和46年鈴鹿市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(設置)		(設置)	
第2条 法第21条第1項の規定により、市が設置する公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。		第2条 法第21条第1項の規定により、市が設置する公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
略	略	略	略
鈴鹿市立天名公民館	<u>鈴鹿市御菌町</u> <u>5306番地</u>	鈴鹿市立天名公民館	<u>鈴鹿市御菌町</u> <u>2297番地</u>
略	略	略	略

(鈴鹿市行政組織条例の一部改正)

第2条 鈴鹿市行政組織条例（平成8年鈴鹿市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(地区市民センターの設置)	(地区市民センターの設置)

第4条 略

2 地区市民センターの名称，位置及び所管区域は，次の表のとおりとする。

名称	位置	所管区域
略	略	略
鈴鹿市天名地区市民センター	鈴鹿市御 藺町5306 番地	御藺町・ 徳田町
略	略	略

第4条 略

2 地区市民センターの名称，位置及び所管区域は，次の表のとおりとする。

名称	位置	所管区域
略	略	略
鈴鹿市天名地区市民センター	鈴鹿市御 藺町2340 番地の1	御藺町・ 徳田町
略	略	略

(鈴鹿市子育て支援センター条例の一部改正)

第3条 鈴鹿市子育て支援センター条例（平成16年鈴鹿市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 センターの名称及び位置は，次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鈴鹿市子育て支援センター りんりん</td> <td>鈴鹿市御藺町 5306番地</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	鈴鹿市子育て支援センター りんりん	鈴鹿市御藺町 5306番地	略	略	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 センターの名称及び位置は，次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鈴鹿市子育て支援センター りんりん</td> <td>鈴鹿市御藺町 4135番地の124</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	鈴鹿市子育て支援センター りんりん	鈴鹿市御藺町 4135番地の124	略	略
名称	位置												
鈴鹿市子育て支援センター りんりん	鈴鹿市御藺町 5306番地												
略	略												
名称	位置												
鈴鹿市子育て支援センター りんりん	鈴鹿市御藺町 4135番地の124												
略	略												

附 則

この条例は，令和5年12月1日から施行する。

鈴鹿市火災予防条例の一部改正について

鈴鹿市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年8月28日提出

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市火災予防条例の一部を改正する条例

( 別 紙 )

提案理由

対象火気設備等の位置，構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等の一部改正に伴い，蓄電池設備の基準の見直し等を行うについて，地方自治法第96条第1項の規定により，この議案を提出する。



## 鈴鹿市条例第 号

## 鈴鹿市火災予防条例の一部を改正する条例

鈴鹿市火災予防条例（昭和37年鈴鹿市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(変電設備)</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(3)の2 建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3)の3～(10) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(変電設備)</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(3)の2 <u>キュービクル式のものにあつては、</u>建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3)の3～(10) 略</p> <p>2・3 略</p>
<p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類す</p>	<p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類す</p>

るものをいう。以下同じ。)にコネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)～(3) 略

(4) その<sup>きょう</sup>筐体は、雨水等の浸入防止の措置を講ずること。

(5)～(19) 略

2 略

(蓄電池設備)

第13条 蓄電池設備(蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の防火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号)第2に定めるものを除く。以下同じ。)は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を

るものをいう。以下同じ。)にコネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 雨水等の浸入防止の措置を講ずること。

(5)～(19) 略

2 略

(蓄電池設備)

第13条 屋内に設ける蓄電池設備(定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。)の電槽は、耐酸性の床又は台上に、転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床又は台上にあつては、耐酸性の床又は台としないことができる。

用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

2 略

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第11条の2第1項第4号の規定を準用する。

（火を使用する設備等の設置の届出）

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(12) 略

(13) 蓄電池設備（蓄電池容量が20キ

2 略

3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。

（火を使用する設備等の設置の届出）

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(12) 略

(13) 蓄電池設備

ロケット時以下のものを除く。)

(14)・(15) 略

(14)・(15) 略



改正後

別表第3 (第3条関係)

種類				離隔距離 (cm)					備考		
				入力	上方	側方	前方	後方			
略											
厨房設備	気体燃料	不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ, <u>キャビネット型こんろ</u> ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14k W以下	1 0 0	1 5 注	1 5 注	1 5 注	注: 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。	
				据置型レンジ	21k W以下	1 0 0	1 5 注	1 5 注			
				不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ, <u>キャビネット型こんろ</u> ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14k W以下	8 0	0 —		— 0
						据置型レンジ	21k W以下	8 0 0	0 — 0		— 0
	固体燃料	不燃	木炭を燃焼するもの	<u>炭火焼き器</u>	—	<u>1</u> <u>0</u> <u>0</u>	<u>5</u> <u>0</u>	<u>5</u> <u>0</u>	<u>5</u> <u>0</u>		
				<u>炭火焼き器</u>	—	<u>8</u> <u>0</u>	<u>3</u> <u>0</u>	—	<u>3</u> <u>0</u>		

改正前

別表第3 (第3条関係)

種類				離隔距離 (cm)					備考	
				入力	上方	側方	前方	後方		
略										
厨房設備	気体燃料	不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ, <u>キヤビネツト型こんろ</u> ・グリル付	14k W以下	10	15 注	15	15 注	注: 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
				こんろ・グリドル付こんろ						
	据置型レンジ	21k W以下	10	15 注	15 注					
		不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ, <u>キヤビネツト型こんろ</u> ・グリル付	14k W以下	80	0	—	0	
				こんろ・グリドル付こんろ						
				据置型レンジ	21k W以下	80	0	—	0	

もの						
上記に分類されないもの	使用温度が800℃ 以上のもの	—	2 5 0	2 0 0	3 0 0	2 0 0
	使用温度が300℃ 以上800℃未満の もの	—	1 5 0	1 0 0	2 0 0	1 0 0
	使用温度が300℃ 未満のもの	—	1 0 0	5 0 0	1 0 0	5 0 0
略						
備考						
1～3 略						

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の鈴鹿市火災予防条例（以下「新条例」という。）第13条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、同条第1項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののう

上記に分類されないもの	使用温度が800℃ 以上のもの	—	2 5 0	2 0 0	3 0 0	2 0 0	
	使用温度が300℃ 以上800℃未満の もの	—	1 5 0	1 0 0	2 0 0	1 0 0	
	使用温度が300℃ 未満のもの	—	1 0 0	5 0 0	1 0 0	5 0 0	
略							
備考							
1～3 略							

ち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

工事請負契約の変更について  
次のとおり工事請負契約を変更する。

令和5年8月28日提出

鈴鹿市長 末松 則子

- 1 工 事 名 鈴鹿市文化会館大規模改修事業設計・建設工事
- 2 変更後の金額 1,941,500,000円  
(変更前の金額 1,892,000,000円)

#### 提案理由

鈴鹿市文化会館大規模改修事業設計・建設工事について、その請負契約を変更するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条第1項の規定により、この議案を提出する。



字の区域の変更について  
次のとおり字の区域を変更する。

令和5年8月28日提出

鈴鹿市長 末松 則子

字の区域の変更調書  
( 別 紙 )

#### 提案理由

鈴鹿PAスマートIC周辺土地区画整理事業の施行に伴い、字の区域を変更するについて、地方自治法第260条第1項の規定により、この議案を提出する。



## 字の区域の変更調書

### 1 鈴鹿市山本町字北今辻に編入する区域

鈴鹿市山本町字ダズ林野 2 6 3 の 3 の一部, 2 6 4 の 1, 2 6 4 の 2 の一部, 2 6 4 の 1 4 の一部, 2 6 5 の 1, 2 6 5 の 2 の一部, 2 6 5 の 1 4 から 1 6 まで, 2 7 0 の 1 の一部, 2 8 0 の 1 の一部, 2 8 2 の 2 4 の一部及びこれらの区域に介在する道路である公有地の一部

### 2 鈴鹿市山本町字ダズ林野に編入する区域

鈴鹿市山本町字北今辻 5 2 8 の 1 の一部, 5 3 1 の 2 の一部, 5 3 1 の 3 4 の一部

### 3 鈴鹿市山本町字茱萸木沢に編入する区域

鈴鹿市山本町字ダズ林野 2 6 2 の 1, 2 6 2 の 2 の一部, 2 6 2 の 3 の一部, 2 6 2 の 5, 2 6 3 の 1 から 3 までの各一部, 2 6 4 の 1 1 の一部, 2 6 4 の 1 2, 2 6 5 の 1 1 の一部, 2 6 5 の 1 2, 2 6 5 の 1 3, 2 6 6 の 1, 2 6 6 の 2, 2 6 7 の 1 の一部, 2 6 7 の 2 の一部, 2 8 1 の 1 4, 2 8 1 の 1 6 の一部及びこれらの区域に介在する道路である公有地の一部



市道の認定について  
次の路線を市道に認定する。

令和5年8月28日提出

鈴鹿市長 末松 則子

市道認定路線調書  
( 別 紙 )

提案理由

市道路線として認定するについて、道路法第8条第2項の規定により、この議案を提出する。



## 市道認定路線調書

路線番号	路線名	起点	主要な経過地	延長 (m)
		終点		幅員 (m)
063857	江島本町 857 号線	江島本町	江島本町	43.0
		江島本町		6.0~11.7
063858	江島本町 858 号線	江島本町	江島本町	32.2
		江島本町		5.0
063859	江島 859 号線	江島町字大山	江島町	32.6
		江島町字大山		5.0~10.8
073509	稲生四丁目 509 号線	稲生四丁目	稲生四丁目	25.8
		稲生四丁目		6.0~13.1
103562	池田 562 号線	池田町字東浦	池田町	73.2
		池田町字東浦		6.0~13.2
103563	池田 563 号線	池田町字東浦	池田町	122.6
		池田町字東浦		6.0~ 9.5
123885	東玉垣 885 号線	東玉垣町字丸田	東玉垣町	45.3
		東玉垣町字丸田		6.0~12.3
123886	南玉垣 886 号線	南玉垣町字玉垣	南玉垣町	166.5
		南玉垣町字玉垣		4.0~ 9.4



令和4年度鈴鹿市一般会計決算の認定について  
令和4年度鈴鹿市一般会計決算を監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和5年8月28日提出

鈴鹿市長 末松 則子

(決算書及び決算審査意見書 別冊)

提案理由

令和4年度鈴鹿市一般会計決算について、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定に付する必要があるから、この議案を提出する。



議案第71号

令和4年度鈴鹿市国民健康保険事業特別会計決算の認定について

令和4年度鈴鹿市国民健康保険事業特別会計決算を監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和5年8月28日提出

鈴鹿市長 末松 則子

(決算書及び決算審査意見書 別冊)

提案理由

令和4年度鈴鹿市国民健康保険事業特別会計決算について、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定に付する必要があるから、この議案を提出する。



議案第72号

令和4年度鈴鹿市土地取得事業特別会計決算の認定について  
令和4年度鈴鹿市土地取得事業特別会計決算を監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和5年8月28日提出

鈴鹿市長 末松 則子

(決算書及び決算審査意見書 別冊)

提案理由

令和4年度鈴鹿市土地取得事業特別会計決算について、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定に付する必要があるから、この議案を提出する。



議案第73号

令和4年度鈴鹿市介護保険事業特別会計決算の認定について

令和4年度鈴鹿市介護保険事業特別会計決算を監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和5年8月28日提出

鈴鹿市長 末松 則子

(決算書及び決算審査意見書 別冊)

提案理由

令和4年度鈴鹿市介護保険事業特別会計決算について、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定に付する必要があるから、この議案を提出する。



議案第74号

令和4年度鈴鹿市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

令和4年度鈴鹿市後期高齢者医療特別会計決算を監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和5年8月28日提出

鈴鹿市長 末松 則子

(決算書及び決算審査意見書 別冊)

提案理由

令和4年度鈴鹿市後期高齢者医療特別会計決算について、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定に付する必要があるから、この議案を提出する。



議案第75号

令和4年度鈴鹿市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

令和4年度鈴鹿市水道事業会計剰余金を令和4年度鈴鹿市水道事業剰余金処分計算書（案）のとおり処分し，同会計決算を監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和5年8月28日提出

鈴鹿市長 末松 則子

（決算書及び決算審査意見書 別冊）

#### 提案理由

令和4年度鈴鹿市水道事業会計剰余金の処分について地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決が必要であり，同会計決算について同法第30条第4項の規定により議会の認定に付する必要があるから，この議案を提出する。



議案第76号

令和4年度鈴鹿市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

令和4年度鈴鹿市下水道事業会計剰余金を令和4年度鈴鹿市下水道事業剰余金処分計算書（案）のとおり処分し，同会計決算を監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和5年8月28日提出

鈴鹿市長 末松則子

（決算書及び決算審査意見書 別冊）

提案理由

令和4年度鈴鹿市下水道事業会計剰余金の処分について地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決が必要であり，同会計決算について同法第30条第4項の規定により議会の認定に付する必要があるから，この議案を提出する。